**フィンランドへの家財道具輸入に関しての税関規定**

欧州連合国以外の国からフィンランドに家財道具を輸入する場合、以下の条件を満たせば無税で輸入できます：

▪ 家財道具は所有者又はその家族により６ヶ月以上使用されている。

▪ 輸入者は、海外（欧州連合国以外の）に１２ヶ月以上滞在していた。

**通関手続きに必要な書類：**

パッキングリスト（承認言語：英語、フィンランド語、スウェーデン語）

パスポートコピー（写真のページ）

輸入申告書（税関フォーム４５）

**注意：輸入者は、税関手続きが始まる前に必ず居住所をフィンランドに変えてください。**

欧州連合国内からは、家財道具を無税で輸入できます。